

ハコツル特産品販売規約

第1条（総則）

本規約は、敦賀市ハコツル・プロジェクトの体験参加者に対し、株式会社きちりホールディングス（以下「当社」といいます。）が敦賀市の特産品（以下「特産品」といいます。）を販売する条件を定めます。

第2条（契約の成立）

- 1 特産品の購入を希望する場合、本規約の内容を承諾の上、敦賀市ハコツル・プロジェクトのウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）から申し込むものとします。
- 2 当社が前項の申込内容を確認する通知を申込者（以下「購入者」といいます。）に送信した時点で、当社と購入者との間で、特産品の売買に関する契約（以下「本契約」といいます。）が成立します。ただし、申込者が敦賀市ハコツル・プロジェクトの体験参加者であることを条件とします。

第3条（代金・支払等）

- 1 特産品の内容、代金等は、本サイトに記載のとおりです。
- 2 購入者は、特産品の代金を、当社が収納代行を委託する株式会社マップトラベル（福井県敦賀市中央町2丁目11-33-102号。以下「マップトラベル」といいます。）に対して、同社が指定する方法・期限にしたがって支払うものとします。

第4条（特産品の発送）

- 1 当社は、本サイトに表示された発送予定時期に、購入者が申込時に届け出た住所宛に、特産品を発送します。
- 2 購入者は、前項の発送予定時期に、不在となる期間がある場合、発送予定月の前月15日までに、ハコツル公式LINEアカウント（当社が別の連絡手段を指定した場合は当該手段を含み、以下「公式LINE」といいます。）宛に通知するものとします。
- 3 購入者は、本サイトに表示された発送予定月の前月15日までに、公式LINE宛に通知することにより、配送先の住所を変更できます。
- 4 次のいずれかの理由で特産品が配達されずに、運送業者の保管期間が経過した場合において、当社がその旨を購入者に通知した後2週間以内に公式LINE宛に再送を希望する旨を、購入者が通知したときは、購入者の送料負担にて再送します。ただし、特産品の性質上品質の保持が困難であると当社が判断したときは、当社は、当該特産品について、廃棄等の処分をし、再送しませ

ん。

- (1) 購入者が届け出た住所に誤りがあった場合
 - (2) 購入者が第2項または第3項の通知を怠った場合
 - (3) その他、購入者の都合により特産品が受領されない場合
- 5 前項但書の場合においても、処分された特産品分の返金はされません。

第5条（特産品の返品・返金）

- 1 購入者は、受領した特産品の種類、品質、数量に問題がある場合、速やかに、当該問題の詳細を明らかにして、公式LINE宛に通知するものとします。
- 2 前項の場合、当該問題が当社の責に帰すべき事由によるときに限り、当社の費用負担により、特産品の交換、返金、その他必要な対応を行います。

第6条（発送のキャンセル等）

- 1 購入者は、公式LINE宛に通知することにより、発送準備が完了していない特産品に限り、発送をキャンセルすることができます。ただし、その場合においても、キャンセル分についての返金はされません。
- 2 前項に定める他、前条第2項の場合を除いて、支払済の代金は、返金されません。

第7条（所有権の移転・危険負担）

- 1 特産品の所有権は、当社が特産品を引き渡した時点で、購入者に移転します。
- 2 引渡前に生じた特産品の滅失・毀損等の危険は、当社の責に帰すべき場合を除き、当社が負担します。

第8条（個人情報の取扱）

- 1 当社は、本サービスの提供に際して取得する購入者の個人情報（以下、「個人情報」といいます。）を個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令及び当社のプライバシーポリシーに従って、適切に管理します。
- 2 当社は、個人情報を次の各号の目的で利用します。
 - (1) 特産品の発送
 - (2) 特産品に関する問い合わせ対応
 - (3) 敦賀市の取り組み等に関する情報提供
 - (4) 敦賀市ハコツル・プロジェクトに関する敦賀市への報告
 - (5) その他、敦賀市ハコツル・プロジェクトの広報、推進

3. 当社は、前項の目的のために、必要な範囲内で、個人情報マップトラベル、敦賀市、特産品の調達先、運送業者その他当社の業務委託先に提供することがあります。

第9条（免責）

1. 当社は、次の各号の事由に起因して購入者が被った損害については、一切責任を負いません。
 - (1) 持病、アレルギー、誤飲、不適切な保管・調理・取扱い等による特産品の健康等への影響
 - (2) 天災、戦争、騒乱、労働争議、火災、感染症、停電等の不可抗力による特産品の納品不能、延着、損傷、変質等
 - (3) 購入者の責に帰すべき事由による特産品の不達
2. 当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、特産品について、第5条第2項に定める責任以外の一切の責任を負いません。

第10条（本契約の終了）

1. 当社は、次の各号の場合、本契約を解除できるものとします。
 - (1) 購入者が死亡した場合、または、1か月以上連絡がとれない場合
 - (2) 購入者が、本規約に違反した場合
 - (3) 本規約に基づく支払が正常に完了しなかった場合
 - (4) 第2条第2項但書の条件を満たさない場合
 - (5) 購入者が、反社会的勢力もしくは反社会的活動を行う団体またはこれらの構成員に該当し、または、これらの団体等と社会的に非難されるべき関係を有する場合
 - (6) 脅迫、暴力、不当要求行為を行った場合
2. 当社は、前項第5号または第6号の事由により本契約を解除した場合、当該解除により購入者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

第11条（準拠法及び合意管轄）

1. 本規約は、日本法に準拠します。
2. 本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2026年6月29日 制定
株式会社きちりホールディングス